

伊達市中小企業エネルギー等高騰対策事業継続応援金 申請受付要領

1 目的

コロナ禍におけるエネルギー価格や物価高騰の影響により、収益が大きく減少している市内中小企業者等に対し、事業の継続を支援するための応援金を交付します。

2 用語の定義

(1) 売上高

確定申告書類において事業収入（確定申告書第一表における収入金額等の事業（営業等）欄又は確定申告書法人概況説明書における売上金額欄に記載される額と同様の算定方法によるもの）として計上するものをいいます。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。

(2) 仕入高

確定申告書類において事業仕入（確定申告書所得税青色申告決算書の仕入金額欄又は確定申告書法人事業概況説明書における仕入金額欄に記載される額と同様の算定方法によるもの）として計上するものをいいます。

(3) 収益

売上高から仕入高を引いたものをいいます。

(4) ガソリン等

原油を精製して生産されるガソリン、灯油、軽油、重油等の燃料をいいます。

(5) 対象月

令和4年9月から令和4年11月までのいずれかの1箇月間のうち、電気・ガス・水道・ガソリン等のいずれかの費用が上がっており、新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少した1箇月間をいいます。

(6) 比較月

対象月の令和3年同月のことをいいます。

3 申請要件

応援金の申請要件は、次の（1）から（8）の全ての要件を満たす事業者とします。ただし、応援金の交付は同一の申請者に対して一度に限るものとします。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する法人又は個人。

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者であること（ただし、みなし大企業を除きます）。
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ・医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(2) 応援金の対象業種を営んでいること。

別紙「伊達市中小企業エネルギー等高騰対策事業継続応援金対象業種一覧」に該当する事業を営んでいること。

※事業内容について、事務局から確認させていただく場合があります。なお、対象業種を営んでいる場合でも市長が適当でない判断した事業者を除きます。

(3) 令和4年8月31日までに伊達市内で事業を開始しており、今後も継続する予定であること。

【法人】伊達市内に本社、事業所、店舗がある場合に対象となります。

【個人】伊達市内に事業所、店舗がある場合に対象となります。

(4) 対象月の電気・ガス・水道・ガソリン等のいずれかの費用（以下「費用増加要件」という。）が比較月と比較して上がっていること。

(5) 対象月の収益が、比較月比で20%以上減少していること（以下「収益減少要件」という。）。

【特例要件について】

なお、次の①に該当する事業者は、以下の要件を満たしていれば、費用増加要件及び収益減少要件を満たしているとみなします。

① 令和3年12月以降に創業した者

要件 対象月の電気・ガス・水道・ガソリン等のいずれかの費用が開業した月から令和4年11月までの連続した3箇月間（任意）の平均費用と比較して上がっており、対象月の収益が、創業した月から令和4年11月までの連続した3箇月間の平均収益と比較して20%以上減少していること。

【費用増加要件の計算方法】

《例：対象月が令和4年9月の場合》

「令和4年9月の電気料金等」－「令和3年9月の電気料金等」> 0

① 令和3年12月以降に創業した者 の例

《例2：対象月が令和4年9月の場合（比較対象に令和4年1月～3月を選択）》

「令和4年9月の電気料金等」－「令和4年1～3月の電気料金等の平均」> 0

【収益減少要件の計算方法】

《例：対象月が令和4年9月の場合》

$$\frac{\text{「令和3年9月の収益」} - \text{「令和4年9月の収益」}}{\text{「令和3年9月の収益」}} \times 100 \geq 20\%$$

① 令和3年12月以降に創業した者 の例

《例2：対象月が令和4年9月の場合（比較対象に令和4年1月～3月を選択）》

$$\frac{\text{「令和4年1月～3月の平均収益」} - \text{「令和4年9月の収益」}}{\text{「令和4年1月～3月の平均収益」}} \times 100 \geq 20\%$$

(6) 代表者が市税を滞納していないこと。(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて市から認められた延納等は除く。)

伊達市分の市税に係る「納税証明書」や「完納証明書」は不要ですが、代わりに誓約書兼同意書(様式第2号)を御提出いただき、伊達市が納税状況を確認することへ同意いただきます。

※伊達市に納税をしていない場合には対象になりません。

(7) 暴力団員等に関与していないこと。

「反社会的勢力排除に関する誓約書(様式第3号)」を御提出いただきます。

(8) 性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

「誓約書兼同意書(様式第2号)」を御提出いただきます。

4 応援金の交付額

1 事業者につき一律 10 万円を交付します。

5 申請期間

令和 5 年 1 月 4 日(水)～令和 5 年 2 月 15 日(水) ※当日消印有効

6 申請書類等

申請要件を満たし、応援金の交付を希望する事業者は、次の(1)～(9)に掲げる書類を提出してください。

なお、申請内容の確認のため、事務局から追加の書類提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

(1) 中小企業エネルギー等高騰対策事業継続応援金交付申請書(様式第1号)

(2) 収益減少率等計算表(様式第1号別紙)

(3) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(4) 反社会的勢力排除に関する誓約書(様式第3号)

(5) 伊達市内で事業を営んでいることが確認できる書類の写し

例) 営業許可書、登記事項証明書(3箇月以内のもの)、開業届の控え、確定申告書類(市内事業所の住所がわかる箇所)等の写し

※1 法人の場合で、市外に本社があり、市内には支店のみ所在している場合は、伊達市に提出した「法人市民税確定申告書」の写しの提出が必要です。

(6) 対象月の売上高及び仕入高が確認できる書類(売上台帳、仕上台帳等)の写し

【法人】売上台帳、仕上台帳その他対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類

【個人】売上台帳、仕上台帳その他令和4年分の確定申告の基礎となる書類

(7) 比較月の売上高及び仕入高が確認できる確定申告書類等の写し

【法人】次の①から③の書類を提出してください。

①比較月が属する事業年度の「確定申告書別表1」の控え

②法人事業概況説明書(表面と裏面の「月別の売上高等の状況」)の控え

- ③法人事業概況説明書に「月別の売上高等の状況」が記載されていない場合には、売上台帳、仕上台帳その他比較月が属する事業年度の売上高及び仕入高を示す資料を添付してください。

【個人】

青色申告を行っている場合

- ①令和3年分の「確定申告書第1表」の控え
- ②所得税青色申告決算書（一般用又は現金主義用）の控え（損益計算書のページと月別売上金額及び仕入金額のページの2枚）

白色申告を行っている場合

- ①令和3年分の「確定申告書第1表」の控え
- ②比較月の売上高及び仕入高を記載した売上台帳、仕上台帳等
※月別の売上高及び仕入高を確認する書類がない場合は、別紙「売上高等明細書」を使用してください。

【特例要件に該当する方】

- 令和3年12月以降に創業した場合

【法人】売上台帳、仕上台帳その他連続した任意の3箇月間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類

【個人】売上台帳、仕上台帳その他連続した任意の3箇月間の属する年の確定申告の基礎となる書類

※1 売上高及び仕入高の税込み、税抜きは問いませんが、どちらかに統一してください。

※2 伊達市だけでなく、市外にも複数の支店や店舗を構えている場合、申請者に係る全体の売上高（市外の支店等の売上も含める）を用いて比較してください。

- (8) 振込口座通帳の金融機関、支店、預金種別、口座名義人（名義人の漢字、カナ表示がある箇所）及び口座番号が記載された箇所の写し

例)「通帳の表紙」及び「通帳を開いた1、2ページ目」の写し

※インターネットバンキングの場合、上記事項が確認できる資料（該当するWebサイトを印刷したものや、写真）

※応援金の申請者と振込口座の名義は同一の必要があります。

- (9) 申請チェックシート

交付申請書を提出する前に、必ず別紙「伊達市中小企業エネルギー等高騰対策事業継続応援金申請チェックシート」を用いて申請書類及び添付資料を確認し、申請書と併せて提出してください。

7 申請書の配布窓口

- ・伊達市役所商工観光課（保原庁舎3階）及び各総合支所
- ・伊達市商工会（伊達市梁川町青葉町3番地）及び各支所
- ・保原町商工会（伊達市保原町字宮下111番地）

8 申請方法

原則、郵送 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、御協力願います。

9 申請書の提出先

- 商工会未加入事業者・・・伊達市役所商工観光課又は各商工会
- 伊達市商工会加入事業者・・・伊達市商工会
- 保原町商工会加入事業者・・・保原町商工会

【宛先】

伊達市商工観光課：〒960-0692 伊達市保原町字舟橋 180 番地

伊達市商工会：〒960-0756 伊達市梁川町青葉町 3 番地

保原町商工会：〒960-0612 伊達市保原町字宮下 111 番地

10 相談窓口

混雑を避けるため、窓口での御相談は事前に電話により御予約願います。

また、伊達市ホームページに本応援金に係る Q & A を掲載していますので、御確認ください。

【お問合せ先電話番号】

伊達市商工観光課：024-573-5632 受付時間：平日 8:30～17:15

伊達市商工会：024-577-0057 受付時間：平日 8:30～17:15

保原町商工会：024-575-2284 受付時間：平日 8:30～17:15

11 留意事項

交付申請に係る送料や添付資料を準備するための経費は申請者負担になります。